

令和7年第1回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和7年1月15日 金曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和7年1月22日 10時30分		議長	西 昭 夫		
	散 会	令和7年1月22日 10時54分		議長	西 昭 夫		
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 1名 欠員 0名
	1	由本好史	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	向出 健	○	
	4	山本麻也	×	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参事兼商工 観光課長 事務取扱	前田早知子	○	保 健 福 祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建 設 産 業 課 長	植田将行	○	
	会計管理者	増田紀子	○	人 権 啓 発 課 長	吉田和秀	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	企画調整 課 長	草水英行	○				
	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議 会 事 務 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署名議員	松本俊清			山本勝喜			
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和7年1回笠置町議会臨時会会議録

令和7年1月22日～令和7年1月22日 会期1日間

議 事 日 程 (第1号)

令和7年1月22日 午前10時30分開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 諸般の報告

日程第4. 議案第1号 令和6年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件

日程第5. 閉会中の継続調査の件

開 会 午後10時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和7年1月第1回笠置町議会臨時会が招集されましたところ、御出席いただきましてご苦労さまです。

本臨時会に提案されます案件については、慎重な御審議をお願いいたしますとともに、議会運営がスムーズに進みますよう、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

ただいまから、令和7年1月第1回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

山本麻也議員から、体調不良のため欠席届が提出されておりますので報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則 第127条の規定により、3番 松本俊清議員及び、5番 山本勝喜議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（西 昭夫君） 日程第2、「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

議長からの報告は特にありません。

議会運営上、今臨時会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君） 本日、ここに令和7年1月第1回笠置町議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

今期は季節性インフルエンザ感染が拡大しており、手洗いやうがいなど感染予防に取り組んでいただきたく存じます。

それでは、町政の状況について報告をさせていただきます。御案内しておりますとおり、2月1日土曜日に笠置いこいの館において町政施行90周年記念イベントとして2025・食の祭典KASAGI鍋フェスタを開催します。鍋ゾーンには15店舗、グルメゾーンには23店舗の出店申し込みがあり、そのうち町内から鍋に4店舗、グルメに3店舗出店いただきました。また、町内外の事業所や個人の方から多くの協賛金をいただき、この場をお借りして御礼申し上げます。安全に配慮し、おもてなしの心でお迎えしたいと準備を進めておりますので、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本臨時会に提出します案件は、物価高騰対策重点支援交付金事業などにかかる補正予算1件でございます。御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第4、議案第1号、令和6年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第1号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出総額17億2,124万3,000円に、歳入歳出それぞれ2,390万6,000円を追加し、総額を17億4,514万9,000円にするものでございます。物価高騰対策重点支援給付事業として、住民税非課税世帯給付分で614万4,000円。こども加算分が46万1,000円、人事員勧告による人件費の増加等に伴う一部事務組合等への負担金の増額を計上しております。御審議いただきご承認いただきますようお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは議案第1号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件につきまして、私の方から歳入予算と総務財政課が所管します歳出予算につきましてご説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。

7ページをご覧ください。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税として、普通交付税の追加交付分2,879万7,000円を計上しております。12月議会においてもお伝えしておりましたが、今年度実施しました給与改定による地方負担の増加等に対する国の財政措置として交付される普通交付税の追加分です。

続いて15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金としまして物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金660万3,000円を計上しております。後ほど保健福祉課から説明いたします物価高騰重点支援給付金事業に充当するものでございます。

最後に19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金としまして、1,149万4,000円を減額計上しております。地方交付税国庫支出金の増額による財源調整でございます。

続いて歳出予算について説明させていただきます。

8ページをご覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の一般管理事業として弁護士費用30万円を計上しております。損害賠償請求が提訴されたことにより計上するものでございます。

続いて広域行政事業としまして相楽東部広域連合負担金総務費分105万2,000円。

また下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の広域行政事業としまして、同じく連合負担金民生費分113万8,000円。

また9ページの下段にあります9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費の広域行政事業としまして、相楽東部広域連合負担金教育費分としまして1,252万8,000円を計上しております。負担金増額の主な要因としましては、給与法改正による人件費の増額、また教育費においてはデジタル教科書やネットワーク機器の購入、給食室排水管改良工事などに係る経費が増額補正されましたので、今回負担金額確定により増額計上をしております。

最後に同ページ中段、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費としまして相楽中部消防組合分担228万3,000円を増額計上しております。先の12月議会におきましては、組合構成市町村の令和6年度の消防費に係る基準財政需要額が確定したことに伴い、分担金の再算定が行われたため増額補正をさせていただきましたが、今回また給与法改正により人件費の増加に伴って増額補正がされたということで分担金の再算定が行われたので、追加で今回増額計上させていただくものでございます。

以上、総務財政課が所管します補正予算につきましての説明とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは保健福祉課が所管いたします歳出予算について説明をさせていただきます。

8ページをお願い致します。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付事業660万5,000円を計上させていただいております。国から交付される交付金を元に、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯、令和6年度住民税非課税世帯に対し、3万円の給付金を支給いたします。給付金に関わる費用として、物価高騰重点支援給付金事業の住民税非課税世帯分として614万4,000円を計上しております。通信運搬費として郵送料で6万4,000円を、払い込み手数料で2万2,000円、システム改修負担金で5万8,000円、それから給付金分で200世帯3万円の600万円を計上させていただいております。なお、対象世帯は令和6年12月13日において笠置町に住民票があり、世帯全員の住民税が非課税の世帯となります。また、令和6年12月13日において、笠置町に住民票があり世帯全員の住民税が非課税の世帯で、扶養する18歳以下の児童がいる世帯には、対象児童1人当たり2万円を加算して給付する物価高騰重点支援給付金事業こども加算分46万1,000円を計上いたしております。

通信運搬費の郵送料で2,000円、払込手数料で1,000円、システム改修負担金では5万8,000円、給付金分では20人8世帯で2万円の40万円を計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案の質疑につきましては、本臨時会においては発言通告の提出はありませんでした。したがって、質疑は挙手により行ってください。

質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回までですので申し添えます。

まずは歳入の質疑を行います。

12款地方交付税の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで12款の質疑を終わります。

次に15款国庫支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君）これで15款の質疑を終わります。

次に19款繰入金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君）これで19款の質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。次に歳出の質疑を行います。

まずは2款総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君）これで2款の質疑を終わります。

次に3款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

1番由本議員。

1番（由本 好史君） 1番、由本です。

それでは民生費の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金事業について質問させていただきます。この交付金につきましては、令和6年度住民税非課税世帯に3万円を給付するというものでございますが、住民税が非課税世帯以外にもこういった物価高騰により、家計が困窮していると思います。そういった方々への支援というのはどのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

それと基準日が令和6年12月13日ということですが、これは全国的に同じ基準日なのかお聞かせください。

それと子ども加算につきましては、新生児の令和6年12月14日以降の出生した児童も対象ということですが、これはいつまで対象ということになるのか、3月末まで出世された方が対象ということになるのか、そのあたりもお聞かせいただきたいと思います。

それと、子ども加算分の予算内訳の通信運搬費等につきましては、住民税の非課税世帯分と重複しているように感じるんですが、それはどうなのか、その点もお聞かせ願いたいと思います。

それと予算が確定した後のスケジュール、どういうスケジュールなのか、そのあたりの説明を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず非課税世帯の方に対しての給付についてどう考えているかですが、今回提案させていただいたのは交付金この地方創生臨時交付金の中での低所得世帯の支援枠で非課税世帯に対

しての給付金をさせていただいております。また推奨メニューってというのが別にございますので、それについては今後また内容について町全体で検討していくというふうになっております。

それから基準日の令和6年12月13日については、全国的に12月13日というふうになっております。

子ども世帯に対しての通信運搬費の方なんですけども、今回子ども加算分にも上げさせていただきましたが、時期がこの住民税非課税世帯と同じようになればその分については支出しないというふうには考えております。できるだけ無駄のないように支出は考えておりますのでよろしく申し上げます。

今後のスケジュールですけども、予算を可決いただければシステム改修などの諸準備に取り掛かせていただきまして、2月中旬までにはそれぞれ対象者の方に通知をさせていただきます。また3月中旬までには第1回目の支給を考えております。

新生児につきましては、笠置町においては申請期限を令和7年5月30日までを予定しておりますので、それまでに生まれた方については対応させていただく予定でございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 企画調整課長。

企画調整課長（草水 英行君） 失礼いたします。由本議員の質問の中で、非課税世帯以外の方々に対する支援についてお答えをさせていただきます。ただいま岩崎課長の方からも推奨支援枠を活用して支援を行うというような答弁があったかと思えますけれども、そちらにつきましては岩崎課長のお伝えしたとおり今現在検討中ございまして、当初予算の方にできれば乗せていきたいというふうなことを考えているというところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで3款の質疑を終わります。

次に8款消防費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで8款の質疑を終わります。

次に9款教育費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫 君） これで9款の質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで議案第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号、令和6年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この際、申し上げます。採決において、起立しない者は反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を宣告するまで着席しないでください。

議案第1号、令和6年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第1号、令和6年度笠置町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第5、委員会の 閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（西 昭夫君） これで、本日の日程は全部終了しました。

これで、会議を閉じます。

令和7年1月第1回笠置町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前 10時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 昭 夫

署名議員 松 本 俊 清

署名議員 山 本 勝 喜